

外国の保険会社から受け取った生命保険金

Q : 夫が亡くなり、夫が生前に加入していた外国の保険会社から生命保険金を受け取りました。相続税の対象になりますか？

A : みなし相続財産となり、相続税の対象となります。

【解説】

被相続人が、自分自身を被保険者とする生命保険契約に加入し、保険料を払っていた生命保険の死亡保険金を相続人が受け取った場合は、税務上、その保険金はみなし相続財産として相続税の課税対象になることとされています。

ただし、この場合には、保険金のうち「500万円×法定相続人の数」が非課税として取り扱われます。

ところで、この生命保険金の対象となる保険契約は、これまで、保険業法に定める保険業免許を受けた保険会社及び外国保険業免許を受けた保険会社その他一定の契約とされており、海外で契約した外国の保険会社から受け取った生命保険金は、相続税の対象とされず、一時所得として(受け取った保険金－支払った保険料－50万円)×1/2が所得税の課税対象とされてきました。

しかし、今年度の税制改正で、保険業法の免許を受けていない外国保険業者と締結した保険契約に係る保険金も相続税の対象に加えられることになりましたので、平成19年4月1日以後に受け取られたものであれば、相続税の対象とされます。

